

「ラオスにおける会社法の改正について

～公開会社・国営企業編～

2023年6月12日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2022年12月29日付で「改正会社法（No.33）（以下、「改正法」）」が公布され、2023年3月30日から施行されています。

2023年4月7日発行のニューズレター（[速報](#)）では、一般的な会社の形態である、「株式会社」に関する改正点について解説いたしましたが、今回は、「公開会社」及び「国営企業」に関する改正点を中心に解説いたします。



2. 公開会社について

改正法では、公開会社については、第180条から第188条に規定されています。株主及び第三者に対する発起人の責任、企業登録に必要な書類、増資・減資、取締役、会社の合併、分割、解散、清算に関する規定は、改正法の中の「株式会社」の規定が適用されます。他方、経営、会計・監査、財産の取得と処分（売買、譲渡）報告・情報公開、取締役会、株主総会等は、証券取引に関する法令¹に従うことになります。

改正法条文	改正前	改正後
第180条 公開会社の株主に関する原則	株主は少なくとも 9人以上	株主は少なくとも 3人以上 残存株主が3人未満になった場合及び/又は 証券取引所を通して資金を調達する目的が

¹ 2019年12月3日付「証券取引法（No79）」

2022年7月22日付「上場企業の財産の取得と処分に関する合意（No09）」

2016年10月26日付「上場企業の取締役会に関する合意（No0024）」

		ない場合、別の会社の形態へ変更するか、会社を清算する必要がある
第 182 条 公開会社設立(発起人) 会議の開催	企業登録管理当局に会社設立契約書を提出し、株主が全員揃ってから 90 日以内に会議を開催できない場合は、延期を決定した日から数えて 10 日以内に企業登録管理当局に通知する	会社設立契約書及び株主が全員揃ってから、90 日以内に会議を開催できない場合は、延期を決定した日から数えて 10 日以内に発起人は株主に通知する
第 185 条 株券	一部追加	未払いの出資金の額及び払込予定日

3. 国営企業について

改正法では、国営企業については、第 189 条から第 201 条に規定されています。国営企業の設立、運営管理及びビジネス活動に関しては、別途規定するとあります。国営会社の株主や取締役の選任に関しては、2020 年 9 月 28 日付「国営企業の取締役会に関するガイドライン」が発行されており（2021 年 1 月 14 日付 [ニュースレター](#) を参照ください）、詳細が規定されています。

改正法条文	改正前	改正後
第 193 条 政府側の取締役会メンバーの基準と条件	新規	政府側の取締役会メンバーは財務省によって選任。その他、条件を 5 項目規定。

第 194 条 国営企業の取締役会の 権利と義務	一部追加	財務大臣へ取締役委員会の選任又は解任を 提案。その他すべてで7項目を規定。
第 195 条 国営企業の取締役委員	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の事業活動の管理者であり、代表取締 役及び複数の副取締役から構成。 ・ 取締役会は株主総会の合意及び雇用契約 書に従い給与及び報酬を得ることが可能 ・ 取締役会及び株主総会の管理下で、取締 役政府側の取締役の基準と条件（第196条） 及び定款の定める範囲で活動
第 196 条 政府側の取締役委員の 基準と条件	新規	管理職として5年以上の経験があること、 取締役を受任する前に、自身の財産を申告 することなど、すべてで6項目を規定
第 197 条 取締役委員の権利と責 務	新規	国営企業内の人事（管理職、部長、副部長 の解任、選任など）等、すべてで13項目を 規定
第 198 条 代表取締役と取締役委 員の責任	新規	事業活動の利益と損失に対して直接責任を 負う。法律、定款、株主総会又は取締役会 の決議に違反する自身の行為に対して、法 的責任を負う。
第 200 条 国営企業の株式譲渡	新規	取締役会又は株主総会で検討し財務省へ提 案。事業活動が国の経済活動の安定、国の 安全保障に関わる場合は、国会へ提案。株 式譲渡後、政府の株式保有率が50%以下 の場合は、国営企業から他の企業の形態（株 式会社、公開会社など）へ移行。
第 201 条 国営企業から他の企業 形態への変更	新規	

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家1名を含む合計6名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所 2016 年よりラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。



ONE ASIA LAWYERS
